

地方議会からの意見書の扱いに係る制度の確立を求める意見書

地方議会における国会への意見書提出制度は、地方自治法第99条に基づき平成12年から開始され、平成31年・令和元年は参議院において約4,200件の意見書が受理されている。

一方、こうした意見書がその後の国会審議等においてどのように扱われたのか、また、政策につながっているのかという情報については、その公開制度が確立されておらず、全国都道府県議会議長会などは意見書の活用状況を公表するよう求めている。

こうした中、国会内においても、地方議会から提出された意見書の国会審議への活用を求める要望書が提出され、さらに、プロジェクトチームを設置し活用について検討を始めるなどの動きがなされているところである。

よって、国におかれては、国会における意見書の取扱いに関し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会から提出された意見書について、国会における審議状況や政策への反映状況を提出元である地方議会に対し報告する制度を確立すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛